

議第140号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市京都高速道路検証専門委員会の項を削り、同表1 京都市京町家保全・活用委員会の項を次のように改める。

京都市京町家保全・活用委員会	京町家の保全及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2	年
京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会	八条市営住宅に係る団地の再生を図るための事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市京都高速道路検証専門委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市八条市営住宅団地再生事業検討委員会を設置する必要があるの

で提案する。